

燕市固定資産評価審査委員会条例及び燕市手数料徴収条例の一部改正
について

燕市固定資産評価審査委員会条例（平成18年燕市条例第30号）及び燕市手数料徴収条例（平成18年燕市条例第65号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市固定資産評価審査委員会条例及び燕市手数料徴収条例
の一部を改正する条例

(燕市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 燕市固定資産評価審査委員会条例(平成18年燕市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

(燕市手数料徴収条例の一部改正)

第2条 燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第42号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第45号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。